

「今後の水道料金の改定について」討議結果

料金改定規模（平均改定率）

【前回の審議を踏まえた事務局案】

- 料金算定期間：令和6年10月～令和10年3月（3.5年）
- 資金残高：25億円以上を確保
- 改定率：29%

【委員意見】

- ・日本水道協会の算定要領の基準に当てはめて計算した時、新潟市提案の改定率29%は最低限度の改定率ととらえる。
一般家庭への配慮と共に大口使用者への過度な負担が無いよう、適切な算定が大事だと考える。
- ・検討中の算定期間3.5年の次の算定期間（4年間）までを見据えた場合、今改定率を30%にした方が資金上も余裕があり、途中の改定も不必要となるため、良いのではないか。
- ・経済状況や人口減少など、将来が見通せない状況なので、改定率を30%にしても、R10.4にまた改定が必要かもしれない。ならば算定期間はできるだけ短くして、改定率も最低の29%で抑え、お客さまにR10.4にまた見直す予定があることをきちんと伝えることが大切である。
- ・経営努力により改定率を最低に抑え、3.5年だと言われると納得がいく。
先を見越して少しでも上げておこうと言われると、個人的には響かない。
- ・料金改定の必要性は理解している。改定率は低い方が良いとも思う。
ただし、水道の使用者に対し料金値上げの説明責任があると思うので、水道局の状況をきちんと説明して、ご理解いただいてから改定してほしい。
- ・家計への影響もあるが、より深刻なのは工場や学校など、大口使用者である。
下水道使用料も含めるとかなり高額な支払となる。公共料金が高額であることを理由に大口使用者が新潟市から撤退したならば、マイナスの経済効果を生む事も考慮すべきであり、それらも含めて改定率を考える必要がある。
- ・設備の老朽化が進んでいるので、更新がなるべく先送りにならないように検討していただきたい

【討議結果】

- 料金算定期間：将来の経済情勢が見通せない中での改定となるため算定期間は短い方が良い
よって事務局案の令和6年10月～令和10年3月（3.5年）とする
- 資金残高：料金算定期間において確保すべき資金残高を25億円とする
- 改定率：一般家庭や大口使用者への負担を考慮し必要最小限となる29%とする

上記の事務局案を基本とする。

ただし、算定期間・資金残高・改定率は最低ラインであり、R10.4には料金改定について再度検討する必要があることをきちんとお客さまにお知らせすること。